

# 白井市農業研究会活動支援事業補助金交付要綱

所管課

産業振興課

## 1 補助金の名称

農業研究会活動支援事業補助金

## 2 補助金交付の目的

農業経営の安定・強化及び生産技術の向上を図り、明るく豊かな白井の農業を実現するため。

## 3 補助対象

農業研究会（市内の農業者及び農業関係組合員で組織する団体）

## 4 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

## 5 補助額（率）

別紙に定める補助率

## 6 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 7 施行日

平成29年4月1日

## 8 補助金の終期

平成35年3月31日

## 9 改正履歴

## 別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率	備考
1. 研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新品種の栽培研究や化学肥料、農薬の低減に関する研究に要する経費 [研究資材や書籍の購入費]</li> </ul>	10分の10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の際の食糧費、宿泊費及び交際費は除く。</li> <li>会議等の食糧費（茶菓代）は、180円を対象経費の限度額とする。</li> <li>事業実施時の食糧費（昼食代）は、600円を対象経費の限度額とする。</li> </ul>
2. 研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会・講習会の開催に要する経費 [講師謝礼、会場等施設使用料、バス借上げ料等交通費、その他]</li> </ul>	10分の10以内	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等が開催する研修会等への参加に要する経費 [負担金、バス借上げ料等交通費、その他] ※バス借上げ料は、10分の10以内</li> </ul>	2分の1以内	
3. 農業者団体等 活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者団体等が実施する事業 各種予防・公害対策事業に要する経費 農業後継者の育成・確保に要する経費 PR活動・市民交流事業に要する経費 市が行う事業に協力するために必要な経費</li> </ul>	2分の1以内	
4. その他農業振興に必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等被害調査協力費</li> </ul>	1組合1回 2,000円以内	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他農業振興に必要な経費</li> </ul>	2分の1以内	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業研究会本部の運営に必要な経費</li> </ul>	2分の1以内	